

廃棄物保管場所等・資源保管場所設置届

3階かつ15戸以上で延床面積3,000平方メートル未満の集合住宅

再利用対象物・廃棄物保管場所設置届

延床面積1,500平方メートル以上

3,000平方メートル未満の事業用建築物

【作成要領】

東京都北区
北区清掃事務所

関連例規と提出する「設置届」

集合住宅等		事業用建築物	
3階かつ15戸以上で延床面積3,000平方メートル未満	資源保管場所	再利用対象物保管場所	廃棄物保管場所
北区集合住宅の建築及び管理に関する条例 第13条 27ページ		東京都北区事業用建築物の再利用対象物及び廃棄物の保管場所設置基準 37ページ	
関 連 例 規			
北区集合住宅の建築及び管理に関する規則 第12条 27ページ			
北区居住環境整備指図書 第15条 27ページ	北区居住環境整備指図書 第16条 27ページ		
東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱 29ページ			
廃棄物保管場所等・資源保管場所設置届		再利用対象物・廃棄物保管場所設置届	
提出する設置届			

【目 次】

I.	設置届を提出するにあたって	1
1.	設置届の提出	1
2.	提出の対象となる建築物と提出する設置届	1
3.	設置届提出の際の必要書類	2
II.	廃棄物保管場所等及び資源保管場所の設置手順（集合住宅等）	3
1.	事前協議等の流れ	3
2.	保管場所必要面積の算定	4
3.	保管場所の設置基準	5
4.	粗大ごみ集積所の設置	6
5.	管理に関する基準	7
6.	保管場所面積算定表	8
7.	保管場所面積算定上の注意	9
8.	保管場所面積の算定例	10
	A) 容器を使用する場合の算定例	12
	B) ディスポーザーを設置する場合の算定例	13
III.	再利用対象物・廃棄物保管場所の設置手順（事業用建築物）	14
1.	事前協議等の流れ	14
2.	再利用対象物保管場所面積の基準	15
3.	廃棄物保管場所必要面積の算定	15
4.	保管場所の設置基準	16
5.	廃棄物保管場所面積算定表	18
6.	保管場所面積算定上の注意	19
7.	廃棄物保管場所面積の算定例	20
	（算定例）廃棄物保管場面積算定表	21
8.	保管場所の維持管理	22
	図1	23
	図2	24
IV.	関連例規	27
V.	「設置届」と「完了届」	40

廃棄物保管場所等・資源保管場所設置届

再利用対象物・廃棄物保管場所設置届

【作成要領】

令和2年4月1日

集合住宅等から排出される廃棄物及び資源、事業用建築物から排出される再利用対象物及び廃棄物を適正に処理するためには、処理するまでの間、適正に保管できる場所を設けるとともに、管理責任者を明確にする必要があります。

これから建築物の建設を予定している建築主様には、計画段階で廃棄物保管場所等及び資源保管場所、再利用対象物保管場所及び廃棄物保管場所（以下「保管場所」という。）の設置に関する事前協議を清掃事務所と行っていただき、集合住宅等は「廃棄物保管場所等・資源保管場所設置届」、事業用建築物は「再利用対象物・廃棄物保管場所設置届」（以下「設置届」という。）の提出をお願いします。

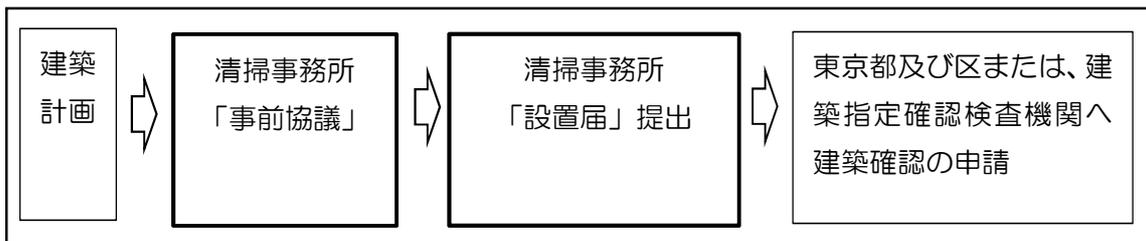
ご不明な点がありましたら、清掃事務所までお問合せください。

I. 設置届を提出するにあたって

1. 設置届の提出

設置届は、建築物の計画段階での提出が必要です。東京都及び区または、建築指定確認検査機関に確認の申請を行う前に提出してください。

ただし、設置届を提出する前に、清掃事務所と十分に協議を行ってください。



2. 届出の対象となる建築物と提出する設置届

(1) 集合住宅等

3階かつ15戸以上で延床面積が3,000平方メートル以下の集合住宅等
「廃棄物保管場所等・資源保管場所設置届」を提出してください。

(2) 事業用建築物

事業用途に供する部分の延床面積が1,500平方メートル以上、3,000平方メートル未満の建築物。

「再利用対象物・廃棄物保管場所設置届」を提出してください。

3. 設置届提出の際の必要書類

次の書類を2部（正・副）提出してください。

- (1) 廃棄物保管場所等・資源保管場所設置届（集合住宅等）
再利用率対象物・廃棄物保管場所設置届（事業用建築物）

- (2) 共通図面等

- ① 建築物の用途別床面積内訳書
- ② 建築物の設計概要
（用途、規模、階数、建築面積、延床面積等が確認できるもの）
- ③ 建築物の案内図（地図の写しでも可）
- ④ 建築物の各階平面図
- ⑤ 保管場所の配置図及び敷地内運搬車通過道路図
- ⑥ 保管場所面積算定表
- ⑦ 保管場所の仕様及び立面図・平面図・断面図（縮尺50分の1）
- ⑧ その他、保管場所設置に関して必要と認める図面等

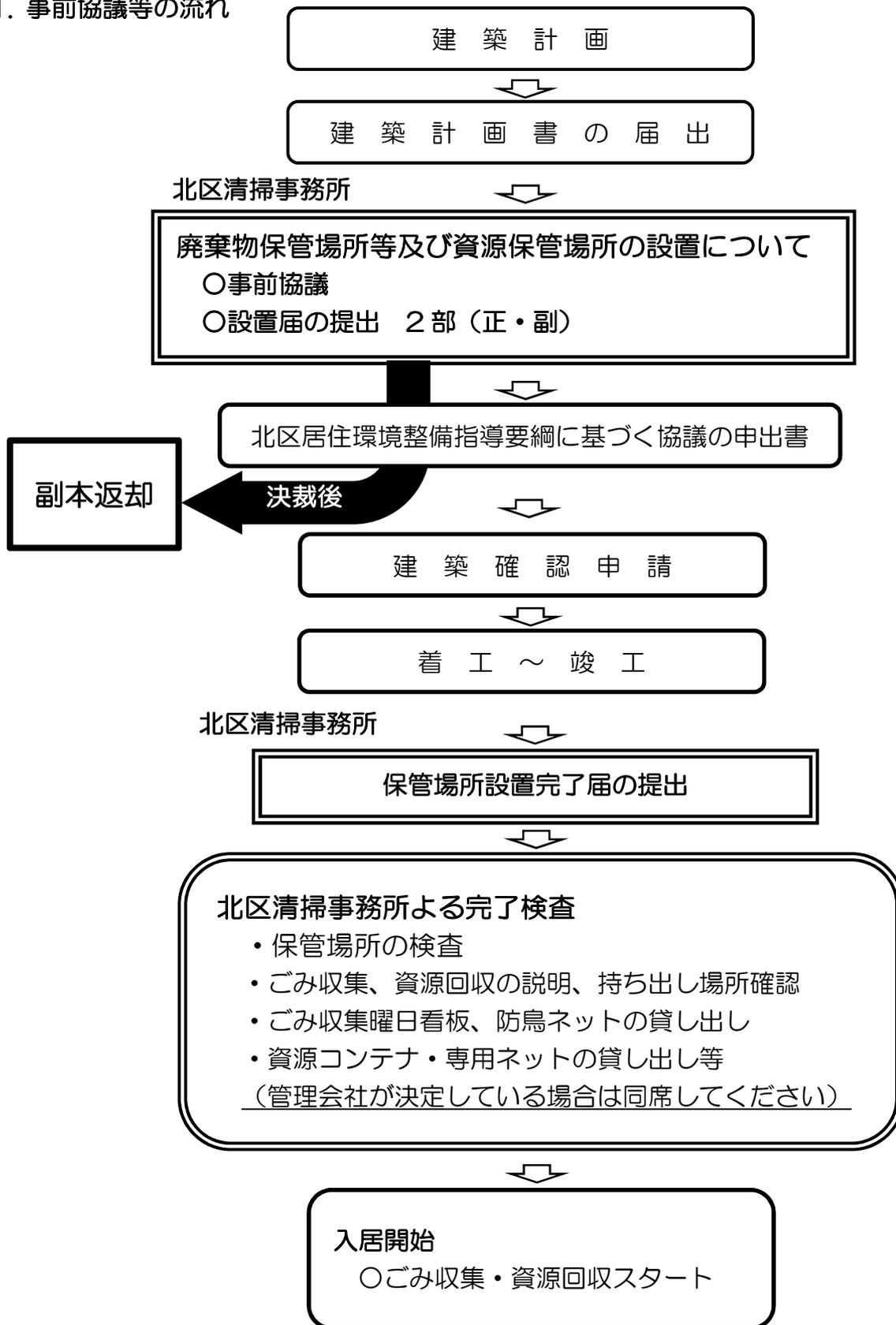
※廃棄物と資源（集合住宅等）、再利用率対象物と廃棄物（事業用建築物）を、各別に保管する場合は、それぞれ図面等を添付してください。

- (3) 念書

主に、清掃事務所と協議した内容及び、確認した内容を記載してください。

II. 廃棄物保管場所等及び資源保管場所の設置手順

1. 事前協議等の流れ



2. 保管場所必要面積の算定

「保管場所面積算定表」(8ページ)により、保管場所の面積を算定してください。

(1) 保管設備数を算定してください。

① 下表より、当該集合住宅等の居住者人数を算定してください。

居住専有面積	人員数
～20㎡	1.0人
～30㎡	1.5人
～40㎡	2.0人
～50㎡	2.5人
～60㎡	3.0人
60㎡超	4.0人

※ただし、実際に使用する人員数が確定している場合は、その人員数で算定してください。

② 一日あたりの排出基準は、0.8kg/人です。

※ディスポーザーを設置する場合は、清掃事務所と協議のうえ、

可燃ごみの排出量を20%減らすことができます。(0.8kg→0.64kg)

③ 種類別の排出割合は、下表のとおりです。

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック使用製品
61.4%	4.9%	3.8%	2.1%	1.7%	22.4%	3.7%

④ 種類別の収集間隔は、下表のとおりです。

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック使用製品
3日	15日	6日	6日	6日	6日	6日

⑤ 保管設備に収納できる重量は、下表のとおりです。

種類	保管設備	収納できる重量
可燃ごみ	60ℓ容器	10kg
不燃ごみ	90ℓ容器	30kg
びん	専用コンテナ	12kg
缶		4kg
ペットボトル		3.5kg
古紙	束	5.7kg
プラスチック使用製品	専用ネット	10kg

※体積を重量に換算する場合は、1㎡＝250kgとします。

⑥ 予備率

原則として1.4（40％）とします。

古紙は、原則として4.0とします。

※ただし、延床面積3,000平方メートル未満の集合住宅等については、清掃事務所と協議のうえ、収集の実態に合わせ、古紙の予備率を4.0から2.0の間に変更することができます。

(2) 保管設備の設置に必要な面積を算定してください。

① 保管設備の大きさは、下表のとおりです。

種類	保管設備	大きさ
可燃ごみ	60ℓ容器（丸型）	直径0.6m
	60ℓ容器（角型）	0.35m×0.55m
不燃ごみ	90ℓ容器（角型）	0.7m×0.5m
びん・缶	専用コンテナ	0.37m×0.52m
ペットボトル		0.44m×0.6m
古紙	束	0.21m×0.3m
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7m×0.7m

※可燃ごみ及び不燃ごみで使用する保管設備（容器）の大きさは、あくまでも一例です。実際に使用する保管設備（容器）が確定している場合は、その大きさを算定し、カタログのコピー等を添付してください。

※反転コンテナを保管設備とする場合（住戸数100戸以上）は、「東京都北区大規模建築物の廃棄物保管場所等の設置基準」を参考にしてください。

② 棚の設置

棚を設置する場合、廃棄物は2段（高さ0.8メートルから1.0メートル）、資源は3段（奥行0.7メートルから0.9メートル、高さ0.6メートルから0.65メートル、最上部1.5メートル）までとし、材質はスチールまたはコンクリート等で廃棄物及び資源の重量を十分考慮した構造とすること。

③ 種類ごとの保管設備必要数に、種類ごとの保管設備の大きさを乗じ、棚の段数で除したものを保管設備の設置に必要な面積とします。

(3) 算定した必要面積に洗浄排水設備（原則1㎡以上）、作業場所面積（原則6㎡以上）を加え、廃棄物及び資源保管場所の面積とします。

3. 保管場所の設置基準（配置・構造・付帯設備）

保管場所の配置及び構造は、利用者の利便性や収集作業の効率等を十分考慮して決めてください。

「東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱」（29ページ）によるが、主なものは次のとおりとします。

- (1) 保管場所の配置及び保管設備の配置は、図1及び図2を参考にしてください。
- (2) 保管場所の設置
- ① 他の用途と兼用でないこと。
 - ② 廃棄物及び資源の種類、排出量及び保管日数に応じて、十分収納できること。
 - ③ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物及び資源を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
 - ④ 廃棄物及び資源が、各別に保管できること。
 - ⑤ 廃棄物及び資源の搬入及び保管設備への投入、運搬車への積み込みまたは点検等に必要作業場所を確保すること。(原則6㎡以上)
- (3) 保管場所の構造
- ① 汚水または排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にするるとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道または下水処理施設へ流入する構造とすること。
 - ② 換気及び採光ができる構造とすること。
 - ③ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。
 - a 容器を保管設備とする場合は、幅を0.9メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - b 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。
 - ④ 床の通路と接続する部分は、水平で、かつ通路と同一平面であること。
- (4) 保管場所の付帯設備
- ① 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。かつ、屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。
 - ② 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。(原則1㎡以上)
 - ③ 棚を設置する場合は、廃棄物は2段(高さ0.8メートルから1.0メートル)、資源は3段(奥行0.7メートルから0.9メートル、高さ0.6メートルから0.65メートル、最上部1.5メートル)までとすること。

4. 粗大ごみ集積所の設置

- (1) 粗大ごみの種類、排出量及び保管日数等に応じて、十分収納できる面積を確保すること。(原則3㎡以上)
- (2) 原則として1棟につき、1箇所設置すること。
- (3) 通路と共用でないこと。

5. 管理に関する基準

収集日に、建物管理者が保管場所より、容器等を持ち出す場所を設置してください。
その際、以下の点を考慮してください。

- (1) 敷地内であること。
- (2) 排出量に対応できる十分なスペースを確保すること。
- (3) 安全、かつ、効率的に作業が行える場所であること。
- (4) 運搬車が停車しても、道路通行上及び作業上支障がない場所であること。
- (5) 敷地内に運搬車が進入する場合は、運搬車の重量を考慮した耐圧とすること。
- (6) 私道を通り抜けて収集する場合は、地権者に使用の許可を取ってください。
- (7) 狭小路地、幹線道路沿い等に接している場合は、清掃事務所と協議すること。
- (8) 図面上に明記してください。

※清掃事務所では、保管場所内からの収集は行いません。必ず、保管場所から容器等を持ち出してください。

6. 保管場所面積算定表

(1) 保管設備数

種別	保管設備の種類	居住者人数 × 一日当たりの排出基準	種類別の割合 ×	収集間隔 ÷	保管設備重量 =	A	B	C	D
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)		[0.614] × [3 日] ÷ [10 kg] =		個	個	個	個	個
不燃ごみ	90ℓ容器(角)		[0.049] × [15 日] ÷ [30 kg] =		個	個	個	個	個
びん			[0.038] × [6 日] ÷ [12 kg] =		個	個	個	個	個
缶	資源コンテナ	[人] × [0.8 kg] × [6 日] ÷ [4 kg] =			個	個	個	個	個
ペットボトル			[0.017] × [6 日] ÷ [3.5 kg] =		個	個	個	個	個
古紙	束		[0.224] × [6 日] ÷ [5.7 kg] =		束	束	束	束	束
プラスチック使用製品	専用ネット		[0.037] × [6 日] ÷ [10 kg] =		袋	袋	袋	袋	袋

(2) 保管設備の設置に必要な面積

種別	保管設備の種類	保管設備の直径又は縦 × 保管設備の直径又は横	× 容器・束個数	÷ 段数	= 必要面積
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)	0.6	×	2 段	㎡
不燃ごみ	90ℓ容器(角)	0.7	×	2 段	㎡
びん・缶	資源コンテナ	0.37	×	3 段	㎡
ペットボトル		0.44	×	3 段	㎡
古紙	束	0.21	×	3 段	㎡
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7	×	3 段	㎡

(3) 保管場所必要最低面積

保管設備設置面積 (棚1段あたりの面積)	㎡
作業場所面積 (原則6㎡以上)	6.0 ㎡
洗浄排水設備面積 (原則1㎡以上)	1.0 ㎡
合計	7.0 ㎡
粗大ごみ集積所面積 (原則3㎡以上)	3.0 ㎡

(4) 保管場所設置面積

保管設備設置面積	㎡
作業場所面積	㎡
洗浄排水設備面積	㎡
合計	㎡
粗大ごみ集積所面積	㎡

(5) 保管設備設置面積

保管設備設置面積	㎡
粗大ごみ集積所面積	㎡

7. 保管場所面積算定上の注意

(1) 廃棄物保管場所等

- ① Aは、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位の数値とする。
- ② 必要最低個数Bは、Aの小数点以下を切り上げた整数値とする。
- ③ 予備率の加算Cは、Aに1.4を乗じて小数点第2位を四捨五入した数値とする。
- ④ 必要個数Dは、Cの小数点を切り捨てた整数値とする。
- ⑤ 予備率は、1.4とする。
- ⑥ 必要個数Dが最低必要個数Bより少ない場合は、最低必要個数Bを必要個数とする。
- ⑦ 保管場所面積算定上の容器数は、奇数の場合は偶数に切り上げる。
- ⑧ 棚を設置する場合は、2段までとする。
- ⑨ 洗浄排水面積は原則1㎡以上、作業場所必要面積は原則6㎡以上、粗大ごみ集積所面積は原則3㎡以上とする。
- ⑩ 必要面積は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位の数値とする。
- ⑪ 最低必要面積は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位の数値とする。

(2) 資源保管場所

- ① Aは、小数点第2位で四捨五入し、小数点第1位の数値とする。
- ② 必要最低個数Bは、Aの小数点以下を切り上げた整数値とする。
- ③ 予備率の加算Cは、Aに1.4を乗じて小数点第2位を四捨五入した数値とする。
- ④ 必要個数Dは、Cの小数点を切り上げた整数値とする。
- ⑤ 予備率は、1.4とする。
- ⑥ 古紙の予備率は、4.0とする。ただし、区の収集間隔が週1回（収集間隔6日）であるのに対し、居住者が集団回収を実施した場合の回収頻度が、一般的に月1回から月2回となるため、清掃事務所と協議を行ったうえで、予備率を4.0から2.0の間に変更することができる。
- ⑦ 必要面積は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位の数値とする。
- ⑧ 最低必要面積は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位の数値とする。
- ⑨ 棚を設置する場合は、3段（最上部1.5m）までとする。
- ⑩ 棚の2段目と3段目の大きさが異なる場合は、6. 保管場所面積算定表の
(5) 保管設備設置面積より小さくならないこと。

8. 保管場所面積の算定例

階数・・・5

戸数・・・50（内訳：～30㎡30戸、～40㎡15戸、～50㎡5戸）の場合

（1）保管設備数の算定

① 居住者人数

住居専有面積	人員数（A）	戸数（B）	算定人数（A×B）
～20㎡	1.0人	戸	人
～30㎡	1.5人	30 戸	45 人
～40㎡	2.0人	15 戸	30 人
～50㎡	2.5人	5 戸	12.5 人
～60㎡	3.0人	戸	人
60㎡超	4.0人	戸	人
計	—	50 戸	87.5 人

② 一日あたりの排出量・・・0.8kg/人

※ディスプレイ設置の場合は0.64kg/人（－20％）にすることができる。

③ 種類別の排出割合

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック使用製品
61.4%	4.9%	3.8%	2.1%	1.7%	22.4%	3.7%

④ 収集間隔

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック使用製品
3日	15日	6日	6日	6日	6日	6日

⑤ 保管設備に収納できる重量

種類	保管設備	重量
可燃ごみ	60ℓ（丸型）	10kg
不燃ごみ	90ℓ（角型）	30kg
びん	専用コンテナ	12kg
缶		4kg
ペットボトル		3.5kg
古紙	束	5.7kg
プラスチック使用製品	専用ネット	10kg

⑥ 予備率・・・1.4

※古紙は予備率4.0で算定

(2) 必要面積の算定

① 保管設備の大きさ

種類	保管設備	大きさ
可燃ごみ	60ℓ (丸型)	0.6m×0.6m
不燃ごみ	90ℓ (角型)	0.7m×0.5m
びん	専用コンテナ	0.37m×0.52m
缶		
ペットボトル		0.44m×0.6m
古紙	束	0.21m×0.3m
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7m×0.7m

② 棚の設置

・・・廃棄物2段、資源3段

(3) 保管場所必要最低面積

＝算定した面積＋洗浄排水設備（1㎡）＋作業場所面積（6㎡）

(4) 図面上の実際の面積を記入する。※(3)より小さくならないこと。

(5) 棚の合計面積（廃棄物2段、資源3段の合計面積）

A) 容器を使用する場合の算定例

6. 保管場所面積算定表

【例】居住者人数の算定数が87.5人の場合

(1) 保管設備数		①	②	③	④	⑤	⑥	必要個数
種別	保管設備の種類	居住者人数	一日当たりの排出基準	種類別の割合	収集間隔	保管設備重量	予備率加算	D
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)			$[0.614] \times [3 \text{ 日}] \div [10 \text{ kg}] = 12.9 \text{ 個}$			180 個	18 個
不燃ごみ	90ℓ容器(角)			$[0.049] \times [15 \text{ 日}] \div [30 \text{ kg}] = 1.7 \text{ 個}$			2.4 個	2 個
びん				$[0.038] \times [6 \text{ 日}] \div [12 \text{ kg}] = 1.3 \text{ 個}$			1.9 個	2 個
缶	資源コンテナ	$[87.5 \text{ 人}] \times [0.8 \text{ kg}]$		$[0.021] \times [6 \text{ 日}] \div [4 \text{ kg}] = 2.2 \text{ 個}$			3.1 個	4 個
ペットボトル				$[0.017] \times [6 \text{ 日}] \div [3.5 \text{ kg}] = 2.0 \text{ 個}$			2.9 個	3 個
古紙	束			$[0.224] \times [6 \text{ 日}] \div [5.7 \text{ kg}] = 16.5 \text{ 束}$			66.0 束	67 束
プラスチック使用製品	専用ネット			$[0.037] \times [6 \text{ 日}] \div [10 \text{ kg}] = 1.6 \text{ 袋}$			2.2 袋	3 袋

奇数の場合は偶数に繰り上げます。

(2) 保管設備の設置に必要な面積		①	②	③	④	⑤	⑥	必要面積
種別	保管設備の種類	保管設備の直径又は縦	保管設備の直径又は横	容器・束個数	÷	段数	=	必要面積
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)	0.6	0.6	18	÷	2 段	=	3.6 m ²
不燃ごみ	90ℓ容器(角)	0.7	0.5	2	÷	2 段	=	0.4 m ²
びん・缶	資源コンテナ	0.37	0.37	4	÷	3 段	=	0.4 m ²
ペットボトル		0.44	0.44	3	÷	3 段	=	0.3 m ²
古紙	束	0.21	0.3	67	÷	3 段	=	1.4 m ²
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7	0.7	3	÷	3 段	=	0.5 m ²

(4) 保管場所設置面積

保管設備設置面積	廃棄物	4.2 m ²
作業場所面積	資源	2.6 m ²
洗浄排水設備面積		6.0 m ²
粗大ごみ集積所面積		1.1 m ²
合計		13.9 m ²
III + IV + V + VI		3.1 m ²

(3) 保管場所必要最低面積

保管設備設置面積 (柵1段あたりの面積)	廃棄物	4.0 m ²
作業場所面積 (原則6㎡以上)	資源	2.6 m ²
洗浄排水設備面積 (原則1㎡以上)		6.0 m ²
粗大ごみ集積所面積 (原則3㎡以上)		1.0 m ²
合計		13.6 m ²
I + II		3.0 m ²

廃棄物は2段まで、資源は3段まで
 実際の面積を記入してください。
 ※ (3) 保管場所必要最低面積を下回らないようにしてください。

(5) 保管設備設置面積

柵の合計面積	廃棄物	8.0 m ²
	資源	7.8 m ²

B) ディスポーザーを設置する場合の算定

【例】居住者人数の算定数が87.5人の場合

6. 保管場所面積算定表

協議のうえ、
可燃ごみのみ0.64kg (-20%) にできます。

(1) 保管設備数

種別	保管設備の種類	居住者人数	一日当たりの排出基準	種類別の割合	収集期間	保管設備の重量	A	必要最低個数 B	予備率加算 C	必要個数 D
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)	×	[0.64 kg]	×	[3日]	[10 kg]	10.3	11	14.4	14
不燃ごみ	90ℓ容器(角)	×		×	[15日]	[30 kg]	1.7	2	2.4	2
びん		×		×	[6日]	[12 kg]	1.3	2	1.9	2
缶	資源コンテナ	[87.5人]		×	[6日]	[4 kg]	2.2	3	3.1	4
ペットボトル		×		×	[6日]	[3.5 kg]	2.0	3	2.9	3
古紙	束	×		×	[6日]	[5.7 kg]	16.5	17	66.0	67
プラスチック使用製品	専用ネット	×		×	[6日]	[10 kg]	1.5	2	2.1	3

(2) 保管設備の設置に必要な面積

種別	保管設備の種類	保管設備の直径又は縦	保管設備の直径又は横	容器・束個数	÷ 段数	必要面積
可燃ごみ	60ℓ容器(丸)	0.6	0.6	16	2	2.9
不燃ごみ	90ℓ容器(角)	0.7	0.5	2	2	0.4
びん・缶	資源コンテナ	0.37	0.52	6	3	0.4
ペットボトル		0.44	0.65	3	3	0.3
古紙	束	0.21	0.3	67	3	1.4
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7	0.7	3	3	0.5

奇数の場合は偶数に繰り上げます。

※欄1段あたりの面積

(3) 保管場所必要最低面積

保管設備設置面積 (欄1段あたりの面積)	廃棄物 資源	作業場所面積 (原則6㎡以上)	洗浄排水設備面積 (原則1㎡以上)	合計
3.3	3.4	2.6	6.0	1.0
2.6	2.6	6.0	1.0	1.0
6.0	2.6	6.0	1.0	1.0
1.0	2.6	6.0	1.0	1.0
12.9	13.0	3.2	3.2	3.0
3.0	3.2	3.2	3.2	3.0

(4) 保管場所設置面積

保管設備設置面積	作業場所面積	洗浄排水設備面積	粗大ごみ集積所面積
3.4	6.0	1.0	3.2
2.6	6.0	1.0	3.2
6.0	6.0	1.0	3.2
1.0	6.0	1.0	3.2
13.0	13.0	3.2	3.2
3.2	3.2	3.2	3.2

実際の面積を記入してください。
※ (3) 保管場所必要最低面積を下回らないようにしてください

(5) 保管設備設置面積

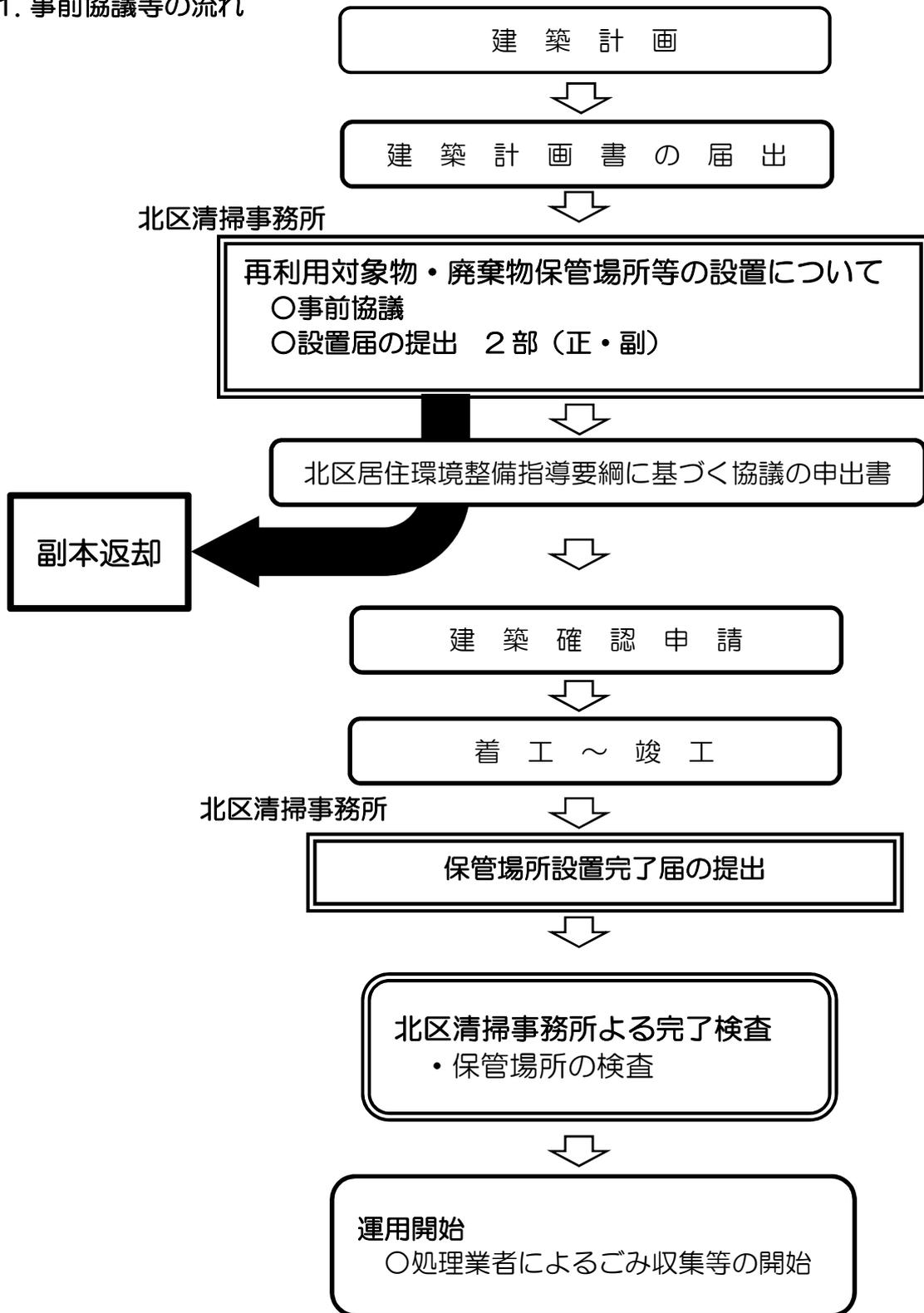
欄の合計面積	廃棄物 資源
6.6	7.8
6.6	7.8

III + IV + V + VI

I + II

Ⅲ. 再利用対象物・廃棄物保管場所の設置手順（事業用建築物）

1. 事前協議等の流れ



2. 再利用対象物保管場所の面積の基準

再利用対象物を十分収納し、種類に応じた適切な保管を確保するために、再利用対象物保管場所の面積は3平方メートル以上確保すること。

3. 廃棄物保管場所必要面積の算定

「廃棄物保管場所算定表」（18ページ）により、保管場所の面積を算定してください。

(1) 保管設備数を算定してください。

- ① 用途別床面積内訳書により、用途ごとの床面積を算定してください。その際、廃棄物の排出対象となる有効面積を、その他（共用部分：廊下、階段、エレベーター等）区別してください。
- ② 用途別排出基準は、下表のとおりです。

施設の用途	一日あたりの排出基準
住宅	0.8kg/人
事務所ビル	0.04kg/㎡
文化・娯楽施設	0.03kg/㎡
店舗（飲食店）	0.20kg/㎡
店舗（物品販売） デパート・スーパー	0.08kg/㎡
ホテル	0.06kg/㎡
学校	0.03kg/㎡
病院・診療所	0.08kg/㎡
駐車場	0.005kg/㎡
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客数

※上記用途以外の建築物は、清掃事務所と協議のうえ、類似の用途を用いてください。

③ 排出割合

過去の廃棄物排出データがある場合は、清掃事務所の上承を得たうえで、そのデータを用いて算定してください。過去のデータがない場合は、可燃ごみ75%・不燃ごみ25%（3：1）とします。

④ 収集間隔を決めてください。

原則として、自己処理または廃棄物処理業者の収集とします。

収集間隔は、廃棄物処理業者との契約により決めてください。

⑤ 保管設備に収納できる重量は、下表のとおりです。

種類	保管設備	重量
可燃ごみ	60ℓ容器（丸・角）	10kg
不燃ごみ	90ℓ容器（角）	30kg

※容器以外を保管設備とする場合は、排出量及び保管日数に応じて、十分収納できるものを使用してください。

※体積を重量に換算する場合は、1㎡＝250kgとします。

⑥ 予備率

原則として、1.4（40%）とします。

(2) 保管設備の設置に必要な面積を算定してください。

① 保管設備の大きさは、下表のとおりです。

種類	保管設備	大きさ
可燃ごみ	60ℓ (丸型)	直径0.6m
	60ℓ (角型)	0.35m×0.55m
不燃ごみ	90ℓ (角型)	0.7m×0.5m

② 棚の設置

棚を設置する場合は、2段（高さ0.8mから1.0m）までとし、材質はスチールまたはコンクリート等で、廃棄物の重量を十分考慮した構造とすること。

③ 種類ごとの保管設備必要数に、種類ごとの保管設備の大きさを乗じ、棚の段数で除したものを保管設備の設置に必要な面積とします。

(3) 算定した必要面積に洗浄排水設備(原則1㎡以上)、作業場所面積(原則6㎡以上)を加え、廃棄物保管場所の面積とします。

4. 保管場所の設置基準（配置・構造・付帯設備）

保管場所の配置及び構造は、利用者の利便性や収集作業の効率等を十分考慮して決めてください。

「東京都北区事業用建築物の再利用対象物及び廃棄物の保管場所設置基準」（37ページ）によるが、主なものは次のとおりとします。

(1) 保管場所の配置、保管設備の配置は、図1及び図2を参考にしてください。

(2) 保管場所の設置基準

- ① 他の用途と兼用でないこと。
- ② 排出量及び保管日数に応じて、十分収納できること。
- ③ 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される再利用対象物及び廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- ④ 保管場所への搬入及び保管設備への投入、運搬車への積込み、保管場所の清掃及び点検に必要な、作業場所を確保すること。（原則6㎡以上）

(3) 保管場所の構造

- ① 汚水または排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にするとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道または下水処理施設へ流入する構造とすること。
- ② 換気及び採光ができる構造とすること。
- ③ 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。
 - a 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を0.9メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - b 容器以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。

c 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。

④ 通路と接続する床の部分は、水平で、通路と同一平面であること。

(4) 付帯設備の基準

① 仕切りの設置、色彩または形状で区別された保管設備の設置により、再利用対象物及び廃棄物の種類に応じて適切な管理ができること。

② 飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。

③ 屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし及び屋根等を設けること。

④ 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設けること。

⑤ 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。

⑥ 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

⑦ 廃棄物の棚を設置する場合は、2段とし、高さは0.8メートルから1.0メートルまでとすること。

⑧ 再利用対象物は、廃棄物との混合及び廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

5. 廃棄物保管場所面積算定表

(1) 保管設備数の算定

用途	廃棄物	床面積 ×	排出基準 ×	割合 ×	収集間隔 ÷	容器容量 =	A	最低必要数B	予備率の加算C	必要個数D
	可燃	m ² ×	kg ×	0.75 ×	日 ÷	10 kg =	1	可燃	A1・3・5・7・9 の 合計×1.4	可燃
	不燃	m ² ×	kg ×	0.25 ×	日 ÷	30 kg =	2	A1+3+5 +7+9 の合計 =		
	可燃	m ² ×	kg ×	0.75 ×	日 ÷	10 kg =	3	個	個	個
	不燃	m ² ×	kg ×	0.25 ×	日 ÷	30 kg =	4			
	可燃	m ² ×	kg ×	0.75 ×	日 ÷	10 kg =	5	個	個	個
	不燃	m ² ×	kg ×	0.25 ×	日 ÷	30 kg =	6			
	可燃	m ² ×	kg ×	0.75 ×	日 ÷	10 kg =	7	不燃	A2・4・6・8・10 の 合計×1.4	不燃
	不燃	m ² ×	kg ×	0.25 ×	日 ÷	30 kg =	8	A2+4+6 +8+10 の合計 =		
	可燃	m ² ×	kg ×	0.75 ×	日 ÷	10 kg =	9	個	個	個
	不燃	m ² ×	kg ×	0.25 ×	日 ÷	30 kg =	10			
必要最低個数								個	必要個数合計	個

(2) 保管設備の設置に必要な面積の算定

保管設備設置面積	可燃・・・ 容器の直径又は縦	m ×	容器の直径又は横	m ×	容器数	m ×	容器数	個 ÷	段数	段 =	m ²
	不燃・・・ 容器の直径又は縦	m ×	容器の直径又は横	m ×	容器数	m ×	容器数	個 ÷	段数	段 =	m ²

(3) 廃棄物保管場所面積

洗浄排水設備面積	m ²	作業場必要面積	m ²	廃棄物保管場所	m ²	再利用保管場所	m ²
----------	----------------	---------	----------------	---------	----------------	---------	----------------

6. 保管場所面積算定上の注意

(1) 再利用対象物保管場所

再利用対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管を確保するために、再利用対象物保管場所面積は、3㎡以上設置すること。

(2) 廃棄物保管場所

- ① 用途別床面積を基に算定する。
- ② 排出基準は、用途別による。
- ③ 収集間隔は実態により記入する。
- ④ 可燃ごみは、60ℓ容器1個あたりの容量を10kgとする。
- ⑤ 不燃ごみは、90ℓ容器1個あたりの容量を30kgとする。
- ⑥ 使用する保管設備が決定している場合は、その大きさを算定する。
- ⑦ Aは、小数点第3位を四捨五入した数値とする。
- ⑧ Bは、Aの小数点以下を切り上げた整数値とする。
- ⑨ Cは、Bに予備率1.4を乗じ、小数点第3位を四捨五入した数値とする。
- ⑩ Dは、Cの小数点以下を切り捨てた整数値とする。
- ⑪ 事業用途が複数の場合は、Aの1から10を用途ごと及び廃棄物の種類ごとに計算し、合算して必要個数Dを算定する。
- ⑫ 予備率は1.4（40%）とする。
- ⑬ 必要個数Dが最低必要個数Bより少ない場合は、最低必要個数Bを必要個数とする。
- ⑭ 必要個数Dが奇数の場合は、偶数に切り上げる。
- ⑮ 洗浄排水設備面積は原則1㎡以上、作業場所面積は原則6㎡以上とする。
- ⑯ 再利用対象物と廃棄物を同室で保管する場合は、それぞれの必要面積を合計し保管場所面積とする。

7. 保管場所面積の算定例

【延床面積2,000㎡の事業用建築物を建設する場合】

(1) 保管設備数の算定

- ① 用途ごとの床面積（共用部分を除く）
共用部分（廊下、階段、エレベーター等）・・・200㎡
事務所・・・500㎡
飲食店・・・300㎡
物品販売・・・1,000㎡
- ② 用途別排出基準
事務所・・・0.04kg/㎡
飲食店・・・0.20kg/㎡
物品販売・・・0.08kg/㎡
- ③ 排出割合
可燃ごみ・・・0.75
不燃ごみ・・・0.25
- ④ 収集間隔
可燃ごみ・・・週2回（収集間隔3日）
不燃ごみ・・・週1回（収集間隔6日）
- ⑤ 保管設備
可燃ごみ・・・60ℓ丸型容器（10kg）
不燃ごみ・・・90ℓ角型容器（30kg）
床面積①×排出基準②×割合③×収集間隔④÷容器容量⑤・・・A
可燃ごみ・・・ $A1 + A3 + A5 = 36$ ・・・必要最低個数B
不燃ごみ・・・ $A2 + A4 + A6 = 8$ ・・・必要最低個数B
- ⑥ 予備率の加算・・・1.4（40%）
可燃ごみ・・・ $A1 + A3 + A5 = 36 \times 1.4 = 50.4$ ・・・C
不燃ごみ・・・ $A2 + A4 + A6 = 8 \times 1.4 = 11.2$ ・・・C
Cの小数点以下切り捨て・・・必要個数D
可燃ごみ・・・50個
不燃ごみ・・・11個 →奇数は偶数に切り上げる

(2) 面積の算定

- ① 保管設備の大きさ
可燃ごみ・・・60ℓ丸型容器（0.6m×0.6m）
不燃ごみ・・・90ℓ角型容器（0.7m×0.5m）
- ② 棚の設置・・・2段
- ③ 保管設備の設置に必要な面積
可燃ごみ・・・ $0.6 \times 0.6 \times 50 \text{個} \div \text{棚} 2 \text{段} = 9.0 \text{㎡}$
不燃ごみ・・・ $0.7 \times 0.5 \times 12 \text{個} \div \text{棚} 2 \text{段} = 2.1 \text{㎡}$

合計・・・11.1㎡

(3) 保管場所面積

(2)③の面積に、(3)①洗浄排水設備（原則1㎡）と(3)②作業場所面積（原則6㎡）を加えた面積が、保管場所の最低面積となります。

廃棄物保管場所面積・・・11.1㎡+1㎡+6㎡=18.1㎡

※再利用対象物保管場所を廃棄物保管場所内に設置する場合は、(3)保管場所面積に再利用対象物保管場所面積（3㎡以上）を加えてください。

(算定例) 廃棄物保管場所面積算定表

【算定例】延べ床面積2,000㎡の事業用建築物を建設する場合

(1) 保管設備数の算定

用途	廃棄物	床面積	①	②	③	④	⑤	A	最低必要数B	予備率の加算C	必要個数D
			排出基準	×	割合	×	収集間隔 ÷	容器容量 =			
事務所	可燃	500	㎡ ×	0.04	×	3	日 ÷	10 kg =	1	A1・3・5・7・9 の合計×1.4 (36×1.4) 50.4	可燃 50
	不燃	500	㎡ ×	0.04	×	6	日 ÷	30 kg =	2		
飲食店	可燃	300	㎡ ×	0.2	×	3	日 ÷	10 kg =	3	A2・4・6・8・10 の合計×1.4 (8×1.4) 11.2	不燃 11
	不燃	300	㎡ ×	0.2	×	6	日 ÷	30 kg =	4		
物品販売	可燃	1000	㎡ ×	0.08	×	3	日 ÷	10 kg =	5	A1+3+5 +7+9 の合計 = 36	可燃 36
	不燃	1000	㎡ ×	0.08	×	6	日 ÷	30 kg =	4		
	可燃		㎡ ×		×		日 ÷	10 kg =	7	A2+4+6 +8+10 の合計 = 8	不燃 8
	不燃		㎡ ×		×		日 ÷	30 kg =	8		
	可燃		㎡ ×		×		日 ÷	10 kg =	9	A1+3+5 +7+9 の合計 = 36	可燃 36
	不燃		㎡ ×		×		日 ÷	30 kg =	10		

用途を記入してください。

(2) 保管設備の設置に必要な面積の算定

「用途別排出基準」より

①

必要最低個数

44 個 必要個数合計

奇数の場合は偶数に切り上げる。

③

保管設備設置面積	可燃・・・	容器の直径又は縦	0.6	m	×	容器数	50	個 ÷	段数	2	段 =	9.0	㎡
	不燃・・・	容器の直径又は縦	0.7	m	×	容器数	12	個 ÷	段数	2	段 =	2.1	㎡

それぞれの面積を記入してください。

(3) 廃棄物保管場所面積

①洗浄排水設備面積	1	㎡	②作業場必要面積	18.1	㎡	③廃棄物保管場所	3	㎡
-----------	---	---	----------	------	---	----------	---	---

(2) ③ + (3) ① + (3) ② = (3) ③ 廃棄物保管場所面積

※ 廃棄物保管場所と再利用対象物の保管場所を同室とする場合は、それぞれの面積を合計し、保管場所面積とします。

延床面積
1,500㎡以上3,000㎡未満・・・3㎡以上

8. 保管場所の維持管理

事業用建築物の所有者（以下「所有者」という。）の方は、建築物が竣工したら次のことに注意して保管場所の維持管理に努めてください。

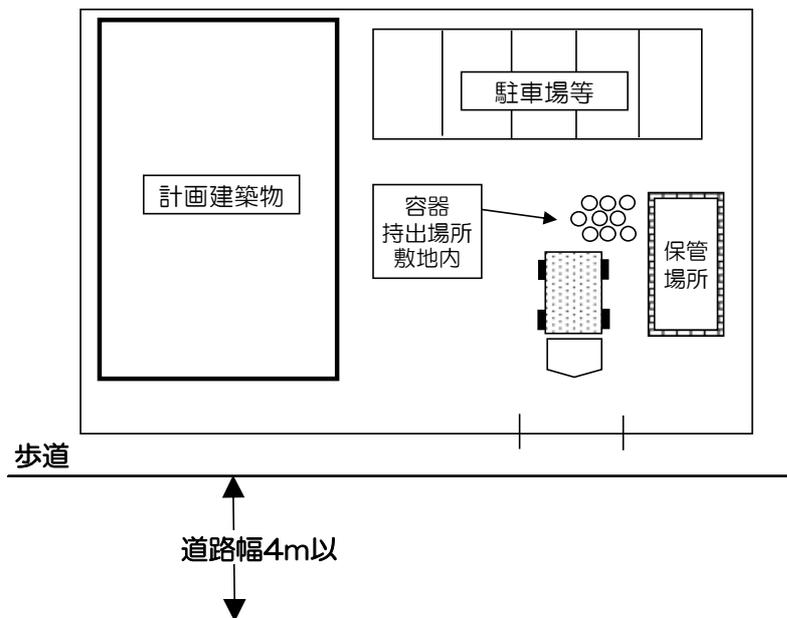
また、所有者は、「東京都北区事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する要綱」に基づき、廃棄物管理責任者を選任し、「廃棄物管理責任者選任届」を提出するようお願いいたします。

- (1) 所有者は、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適正な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。
- (2) 所有者は、再利用対象物、廃棄物の選別及び運搬に従事する作業員等の安全衛生を十分考慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- (3) 所有者は、事業用建築物の利用形態の変更等により、保管場所の基準に適合しないこととなったときには、速やかに当該基準に適合させるための措置を講ずること。
- (4) 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険を防止するため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに適切に管理すること。

図1 保管場所の配置例

- 敷地内に収集車が進入して作業出来る位置に設置すること。
 - 持ち出し場所は敷地内にもうけること。
 - 持ち出し場所については、清掃事務所と十分協議すること。
- 具体的には、下図の例を参考にすること。

A図……車が敷地内に進入し収集できる最良の例



B図……敷地内に進入できない場合

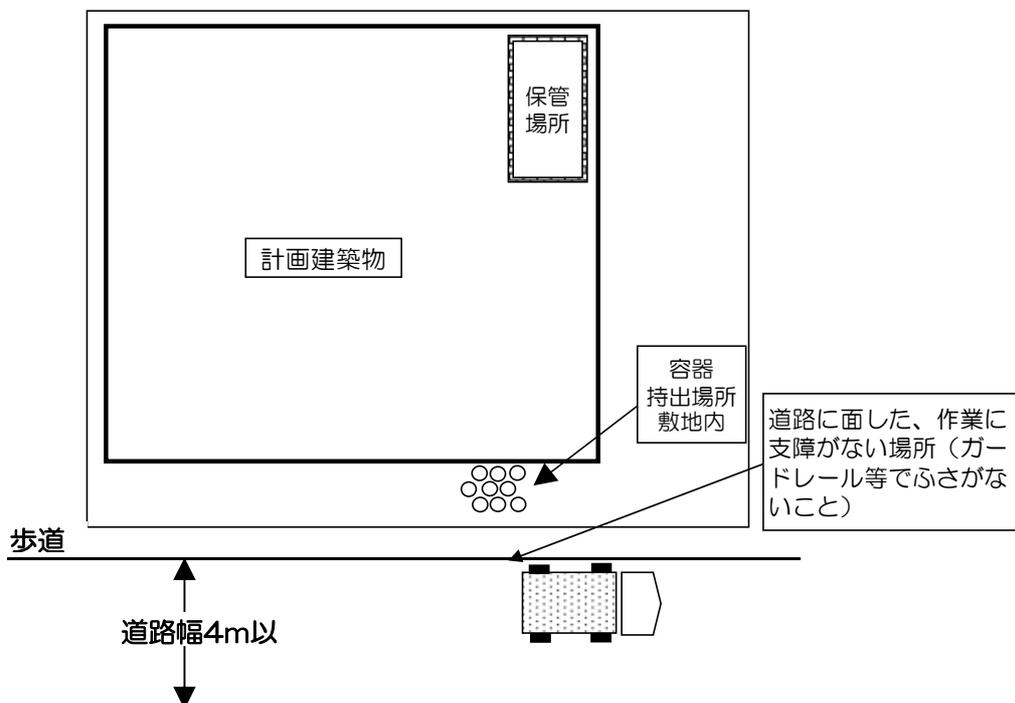


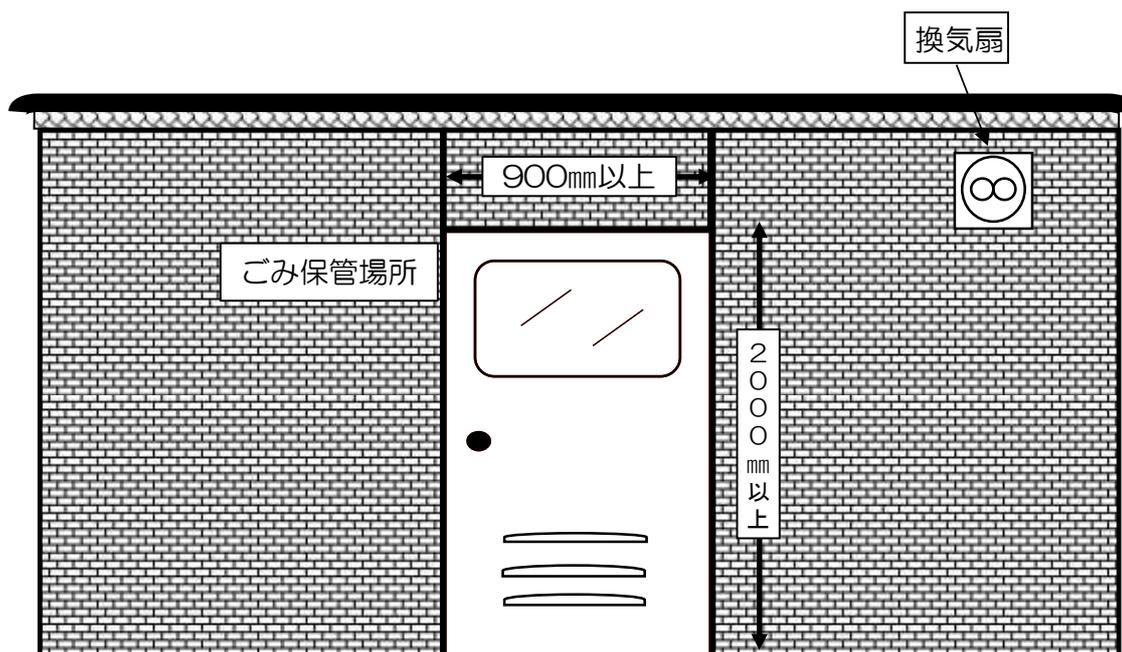
図2 保管設備の配置例

各保管設備の規格を十分考慮し、日常管理及び収集作業に支障の無いように配置してください。

種類	保管設備	大きさ
可燃ごみ	60ℓ容器（丸型）	直径0.6m
	60ℓ容器（角型）	0.35m×0.55m
不燃ごみ	90ℓ容器（角型）	0.7m×0.5m
びん・缶	専用コンテナ	0.37m×0.52m
ペットボトル		0.44m×0.6m
古紙	束	0.21m×0.3m
プラスチック使用製品	専用ネット	0.7m×0.7m

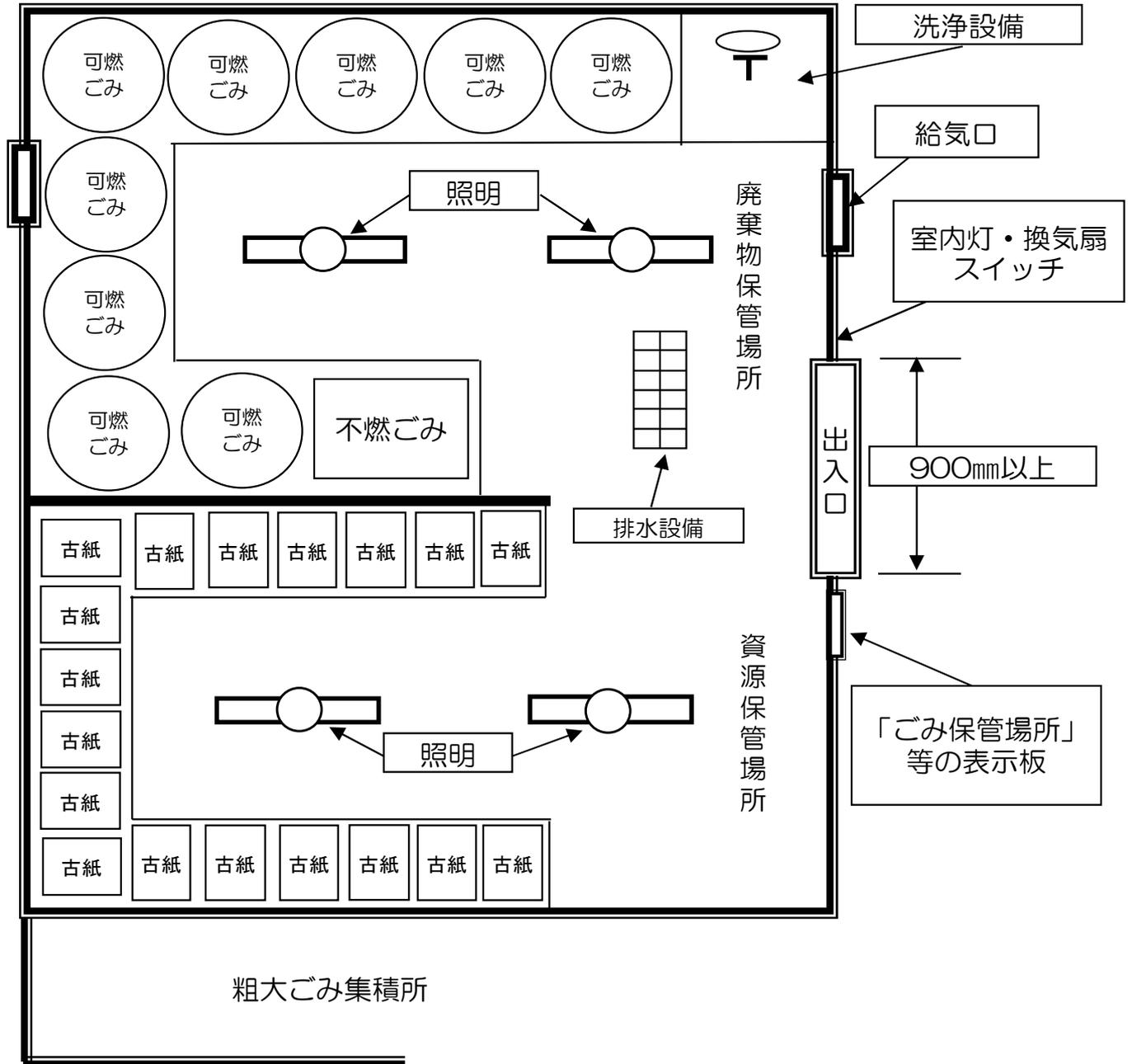
※容器の規格はメーカーにより異なります。上記よりも小さい場合は、カタログを添付してください。（コピー可）

① 立面図

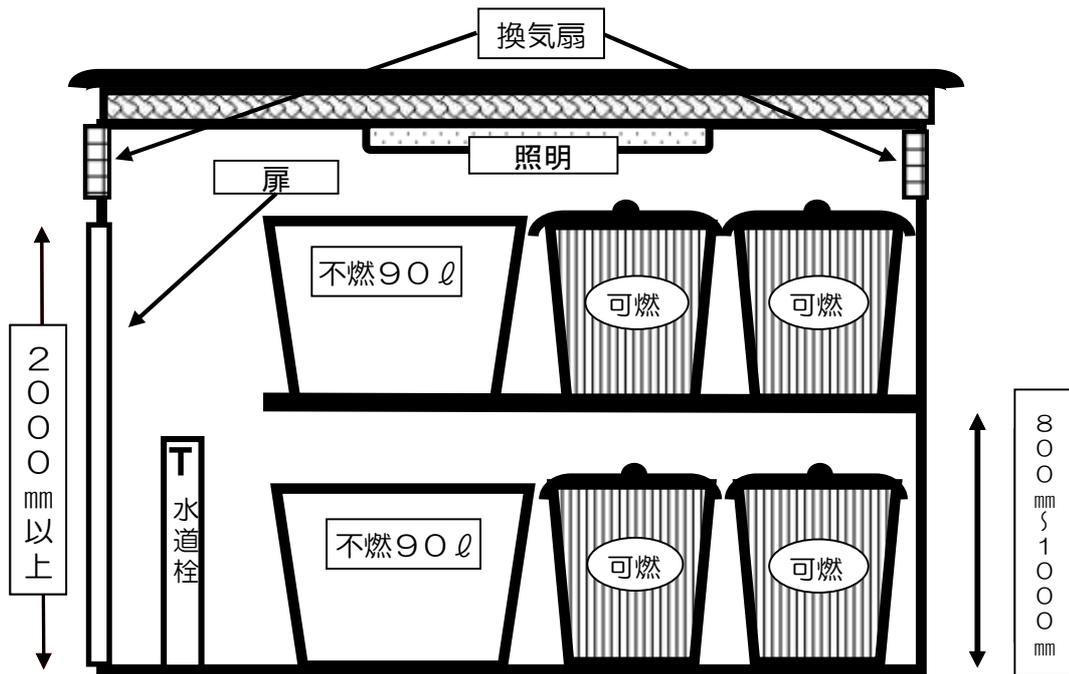


- 1 屋根は必ず設置すること。
- 2 扉の高さは2,000mm以上とすること。

② 平面図

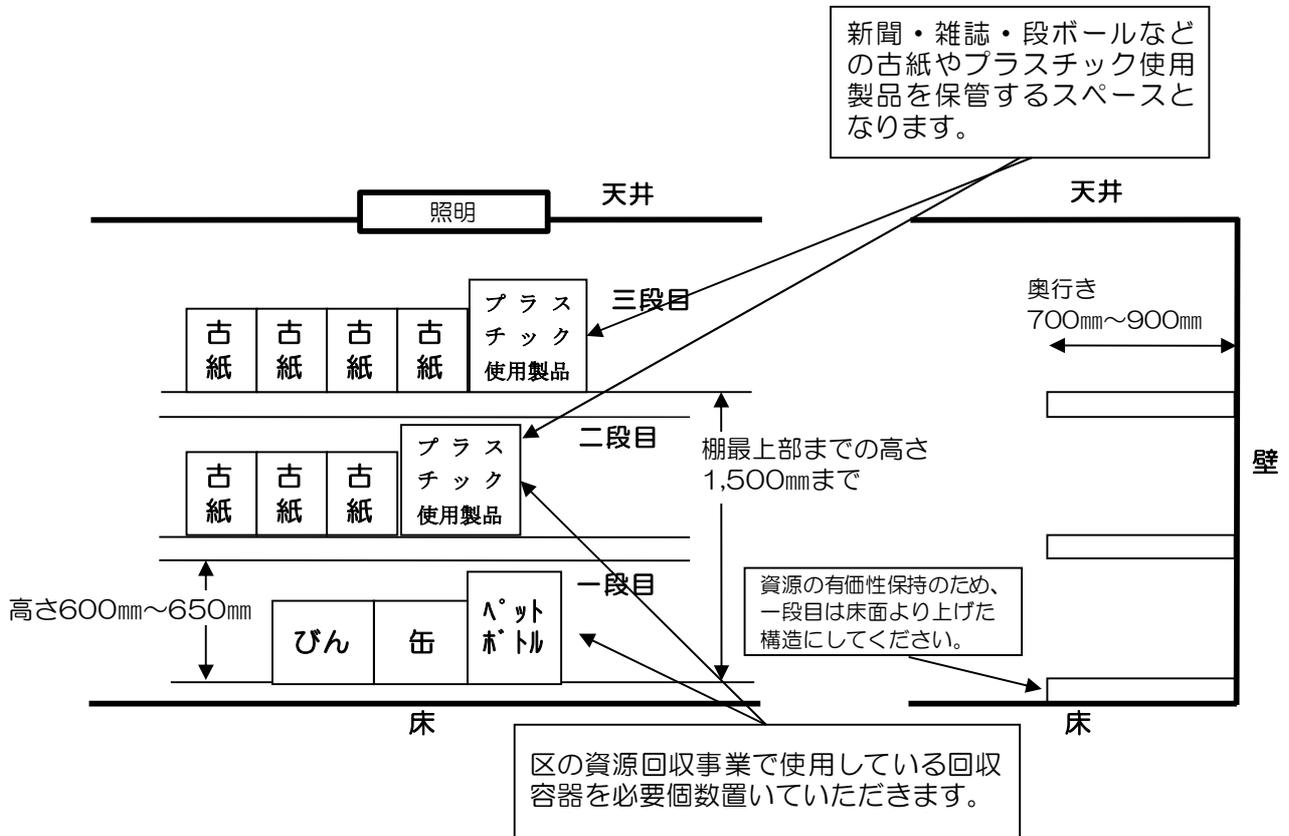


③ 断面図（廃棄物）



※必ず設置する容器の高さを考慮すること。

④ 断面図（資源）



【関連例規】

北区集合住宅の建築及び管理に関する条例（抜粋）

（廃棄物保管場所の設置）

第13条 建築主は、集合住宅の建築をしようとするときは、当該集合住宅の敷地内に、規則で定めるところにより、次に掲げる施設を設置しなければならない。

- （1） 廃棄物保管場所
- （2） 資源保管場所

北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

（廃棄物保管場所等の設置基準）

第12条 条例第13条第1号に規定する規則で定める基準は、次のとおりとする。

- （1） 閉鎖された構造により臭気、汚水等の流出を防止すること。
- （2） 廃棄物の収集作業に支障の無い近隣に配慮した位置に設置すること。
- （3） 廃棄物の種類、排出量及び保管日数に応じて、十分に収納できる規模とすること。

2 条例第13条第2号に規定する規則で定める基準は次のとおりとする。

- （1） 資源回収をより効果的に進めるため、十分な規模を確保すること。
- （2） 廃棄物保管場所と区別するとともに、資源の搬出搬入作業を効果的に実施できる場所に設置すること。
- （3） 資源の有償性を保持するとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさないように配慮した構造とすること。

北区居住環境整備指導要綱（抜粋）

（廃棄物保管場所等及び資源保管場所）

第15条 事業者は、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（平成11年12月東京都北区条例第28号）及び東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱（平成20年10月1日20北環清第1507号区長決裁）及び東京都北区事業用建築物の再利用対象物及び廃棄物の保管場所設置基準（平成20年9月30日20北環清第1512号）に基づき敷地内に保管場所及び資源保管場所を設置するものとする。

2 事業者は、区と協議の上、ごみ集積所を設置するものとする。

（資源保管場所）

第16条 事業者は、東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱

(平成20年10月1日20北環清第1507号区長決裁)に基づき資源保管場所を確保するものとする。

廃棄物の処理及び再利用に関する規則(抜粋)

(廃棄物を収納する容器)

第21条 条例第34条第2項に規定する家庭廃棄物又は条例第36条に規定する事業系一般廃棄物若しくは一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物(以下この項において「廃棄物」という。)を収納する容器の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 容量が90リットル以下であること。
- (2) 軽量で持ち運びが容易であること。
- (3) 廃棄物の収納、容器の移動及び設置の際に安定性があること。
- (4) ふたにより密閉でき、及び容器が倒れたときにふたの取れないものであること。
- (5) 汚水が漏れず、容易に破損しない強度を持ち、及び耐久性を有するものであること。
- (6) 収集作業の際の操作が容易であること。
- (7) その他収集作業を困難にするおそれのないものであること。

東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱

20北清第1507号

平成20年10月 1日 区長決裁

改正 令和 2年 3月25日 区長決裁

改正 令和 3年 9月22日 区長決裁

第1 目的

この要綱は、東京都北区集合住宅の建築及び管理に関する条例施行規則（平成20年9月東京都北区規則61号。以下「規則」という。）及び北区居住環境整備指導要綱（平成4年12月3日区長決裁4北環住第284号）に規定する廃棄物保管場所等及び資源保管場所の設置に関する事項を定めるとともに、廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理を推進するため必要な事項を定めることを目的とする。

第2 定義

- 1 この要綱において、「集合住宅等」とは、階数が3以上で、かつ、住戸数が15戸以上の共同住宅の用途に供する建築物をいう（規則第4条第1項第1号に掲げる高齢者専用賃貸住宅、認知症対応型共同生活介護を行う施設、共同生活介護及び共同生活援助を行う施設、児童養護施設及び児童自立支援施設並びに同項第2号に掲げる一の法人等の施設である寮として用いる共同住宅を含み、下宿、長屋及び寄宿舎は、含まないものとする。）
- 2 この要綱において、「廃棄物保管場所」とは、可燃ごみ及び不燃ごみ（粗大ごみを除く。以下「廃棄物」という。）を保管する場所をいう。
- 3 この要綱において、「粗大ごみ集積所」とは、家具、家電等の大型耐久消費財を保管する場所をいう。
- 4 この要綱において、「廃棄物保管場所等」とは、廃棄物保管場所及び粗大ごみ集積所をいう。
- 5 この要綱において、「資源保管場所」とは、区が直接行う資源回収又は区が支援する資源回収の対象物（以下「資源」という。）を保管する場所をいう。
- 6 この要綱において、「建築主」とは、集合住宅等の建設工事に関する請負工事の注文者又は請負契約によらないで自ら工事を行う者をいう。
- 7 この要綱において、「所有者等」とは、集合住宅等の所有者又は所有者から委託を受けて当該住宅の管理を行うものをいう。

第3 廃棄物保管場所等の設置基準

建築主は、集合住宅等（延べ床面積3,000平方メートル以上のものを除く。）を建設する場合、次に掲げる設置基準を満たす廃棄物保管場所等を確保するものとする。

1 廃棄物保管場所の設置の基準

- (1) 他の用途と兼用でないこと。
- (2) 廃棄物の種類、排出量及び保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できること。
- (3) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (4) 家庭廃棄物及び事業系廃棄物が、各別に保管できること。
- (5) 廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積込み及び廃棄物保管場所の清掃又は点検に必要な作業場所として6平方メートルを確保すること。
- (6) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (7) 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から廃棄物を搬出する場合は、運搬車が安全に通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

2 廃棄物保管場所の構造の基準

- (1) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等するとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- (2) 換気及び採光ができる構造とすること。
- (3) 出入口の幅及び高さは、次のとおりとすること。
 - ア 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を0.9メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - イ 反転コンテナを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を2.0メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - ウ 自動貯留排出機を保管設備とし、運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。
 - エ 上記以外の保管設備を使用する場合は、事前に区と協議すること。
- (4) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- (5) 床の通路と接続する部分は、水平で、通路と同一平面であること。

3 廃棄物保管場所の付帯設備の基準

- (1) 仕切りの設置、色彩、形状等で区別された保管設備の設置により、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。
- (3) 屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし、屋根等を設けること。
- (4) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- (5) 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
- (6) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。

(7) 棚を設置する場合は、2段とし、高さは0.8メートルから1.0メートルまでとすること。

4 廃棄物保管設備に関する基準

(1) 原則として容器とすること。

ア 容器は、東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月東京都北区規則第4号）第21条第1項に規定する基準に適合すること。

イ 容量は、なるべく60リットル以下とすること。

(2) (1) 以外の設備を使用する場合は、事前に区と協議すること。

5 廃棄物保管設備の選定基準

(1) 廃棄物の排出量、保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

(2) 4 (1) 以外の設備を設置する場合は、事前に区と協議すること。

6 廃棄物保管場所の必要面積の算定基準

廃棄物保管場所は、次の基準により算定された保管設備（容器等）の設置に必要な面積を確保するものとする。

(1) 住宅部分の人員数は、原則として、別表1の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定することができる。

(2) 廃棄物の排出量は、原則として別表2の基準を用いて算定するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、区の下承を得た上で、そのデータを用いて算定することができる。

(3) ディスポーザ排水処理システム（生ごみを粉碎し、これを排水処理装置で処理してから下水道に流すシステムをいう。）を設置する場合は、可燃ごみの排出量の算定について、区と協議の上、20パーセントを限度として、その能力に応じて減ずることができる。

(4) 廃棄物の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。

(5) 家庭系の廃棄物の割合は、別表3のとおりとする。

(6) 廃棄物の収集間隔は、別表4のとおりとする。

(7) 保管設備（容器等）の大きさ及び収納重量は、別表5の基準を用いて算定するものとする。ただし、反転コンテナを使用する場合は、別表6の基準を用いて算定するものとする。

(8) 季節変動等による回収量増加に対応するための余剰（以下「予備率」という。）は原則として1.4とする。

7 粗大ごみ集積所の設置基準

(1) 粗大ごみの、排出量、保管日数等に応じて十分収納できる面積であること。ただし、原則3平方メートル以上とすること。

(2) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される粗大ごみを取りまとめて保管する場合は、この限りではない。

- (3) 通路と共用でないこと。

第4 資源保管場所の設置基準

建築主は、集合住宅等を建設する場合、次に掲げる設置基準を満たす資源保管場所を確保するものとする。

1 資源保管場所の設置の基準

- (1) 資源保管場所の設置は、廃棄物保管場所と明確に区分するとともに、資源の搬出搬入作業を効率的に実施できる場所に設置すること。
- (2) 他の用途と兼用でないこと。
- (3) 資源の種類、排出量及び保管日数等に応じて、資源が十分収納できること。
- (4) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される資源を取りまとめて保管する場合は、この限りでない。
- (5) 資源の搬出搬入作業場所として、住戸数50戸未満については3平方メートルを確保し、住戸数50戸以上については6平方メートルを確保すること。ただし、廃棄物保管場所と資源保管場所を同室内に設置する場合は、作業場所を共用とすることができる。
- (6) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (7) 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から資源を搬出する場合は、運搬車が安全に通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

2 資源保管場所の構造の基準

- (1) 資源保管場所の構造は、資源の有価性を保持するとともに周辺環境に悪影響を及ぼさないように配慮した構造とすること。
- (2) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等するとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- (3) 換気及び採光ができる構造とすること。
- (4) 出入口は幅を0.9メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
- (5) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- (6) 床の通路と接続する部分は、水平で、通路と同一平面であること。

3 資源保管場所の付帯設備の基準

- (1) 臭気の流出等を防ぐため、囲い及び扉を設けること。
- (2) 屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし、屋根等を設けること。
- (3) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- (4) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- (5) 棚を設置する場合は、3段までとすること。

4 資源の回収容器の基準

- (1) びん、缶、ペットボトル及びプラスチック使用製品（ペットボトルを除く。以下同じ。）については、区が貸与する回収容器を使用して保管すること。
- (2) 古紙については、容器を使用せず、束ねて保管すること。

5 資源保管場所の必要面積の算定基準

資源保管場所は、次の基準により算定した回収容器の設置及び古紙の束の保管に必要な面積を確保するものとする。

- (1) 住宅部分の人員数は、原則として、別表1の基準を用いて算定するものとする。ただし、人員数が確定している場合は、その人員数を用いて算定することができる。
- (2) 資源の排出量は、一日当たりの排出基準を一人当たり0.8キログラムとして算定するものとする。
- (3) 資源の割合は、別表3のとおりとする。
- (4) 資源の収集間隔は、別表4のとおりとする。
- (5) 回収容器等の大きさ及び収納重量は、別表5の基準を用いて算定するものとする。
- (6) びん、缶、ペットボトル及びプラスチック使用製品の予備率は原則として1.4とする。
- (7) 古紙の予備率は原則として4.0とする。

第5 管理基準

- 1 所有者等は、廃棄物保管場所等及び資源保管場所を自主的に管理するとともに、廃棄物及び資源の収集、保管及び回収方法について、居住者に周知徹底を図るものとする。
- 2 所有者等は、収集日に廃棄物保管場所及び資源保管場所から容器等を持ち出すものとし、容器等持ち出し場所については、敷地内で建物に面しており、収集運搬車両が横付けできる場所で、かつ、安全に効率よく作業できる場所に設置するものとする。

第6 事前協議

- 1 建築主は、集合住宅等を建設する場合は区長に対し、第3及び第4に規定する設置基準の適用について事前に協議を行わなければならない。
- 2 建築主は、1の協議内容を区長が別に定める様式に記載し、これを区長に提出しなければならない。
- 3 建築主は、1の協議内容に基づき廃棄物保管場所等及び資源保管場所の建設を行わなければならない。
- 4 当該建築物の譲受人は、1の協議内容及び譲渡人と区との合意事項を遵守するものとする。

第7 完了報告

建築主は、廃棄物保管場所等及び資源保管場所の建設の工事を完了したときは、速やかに、区長が別に定める様式により区長に報告するものとする。

第8 勧告等

- 1 区長は、建築主が第6に規定する事前協議を行わない場合は、協議を行うよう勧告することができる。
- 2 区長は、建築主又は所有者等に対して、必要と認める場合は、廃棄物保管場所等及び資源保管場所に関する報告を求めることができる。

第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は生活環境部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱に基づく事前協議を行っている建築主についての適用は、なお従前の例による。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に、この要綱に基づく事前協議を行っている建築主についての適用は、なお従前の例による。

別表 1 (第 3、第 4 関係)

住居専有面積別人員数

住居専有面積	人員数
~20㎡	1.0人
~30㎡	1.5人
~40㎡	2.0人
~50㎡	2.5人
~60㎡	3.0人
60㎡超	4.0人

別表 2 (第 3 関係)

施設用途別廃棄物排出基準

施設の用途	一日当たりの排出基準
住宅	0.8kg/人
事務所ビル	0.04kg/㎡
文化及び娯楽施設	0.03kg/㎡
店舗(飲食店)	0.20kg/㎡
店舗(物品販売) デパート・スーパー	0.08kg/㎡
ホテル	0.06kg/㎡
学校	0.03kg/㎡
病院及び診療所	0.08kg/㎡
駐車場	0.005kg/㎡
鉄道駅舎	0.005kg/乗降客

別表 3 (第 3、第 4 関係)

種類別排出割合

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック 使用製品
61.4%	4.9%	3.8%	2.1%	1.7%	22.4%	3.7%

別表4（第3、第4関係）

種類別収集間隔

可燃ごみ	不燃ごみ	びん	缶	ペットボトル	古紙	プラスチック 使用製品
3日	15日	6日	6日	6日	6日	6日

別表5（第3、第4関係）

保管設備（容器等）の大きさ

可燃ごみ	丸型	60ℓ	直径0.6m	10kg
	角型		縦0.35m×横0.55m×高さ0.6m	
不燃ごみ	角型	90ℓ	縦0.7m×横0.5m×高さ0.4m	30kg
びん	コンテナ		縦0.37m×横0.52m×高さ0.3m	12kg
缶				4kg
ペットボトル			縦0.44m×横0.65m×高さ0.38m	3.5kg
古紙			束	縦0.21m×横0.3m（A4サイズ）
プラスチック 使用製品	ネット	490ℓ	縦0.7m×横0.7m	10kg

別表6（第3関係）

反転コンテナの大きさ

本体		傾倒軸	
横幅	1.36m ± 0.1m	長さ	1.57m ± 0.1m
奥行き	0.65m ± 0.1m	高さ	0.685m ± 0.1m
高さ	1.05m ± 0.1m	容量	700ℓ（100kg）

東京都北区事業用建築物の再利用対象物及び廃棄物の保管場所設置基準

20北環清1512号

平成20年9月30日

第1 目的

この基準は、東京都北区事業用建築物における廃棄物及び再利用対象物の保管場所の設置に関する事項を定めるとともに、廃棄物の減量、リサイクル及び適正処理を推進するために必要な事項を定める。

第2 定義

- 1 この基準において、「事業用建築物」とは、延べ床面積1500平方メートル以上3000平方メートル未満の建築物をいう。
- 2 この基準において、「再利用対象物保管場所」とは、再利用の対象となる物（以下「再利用対象物」という）を保管する場所をいう。
- 3 この基準において、「廃棄物保管場所」とは、可燃ごみ及び不燃ごみ（粗大ごみを除く。以下「廃棄物」という。）を保管する場所をいう。
- 4 この基準において、「保管場所」とは、再利用対象物及び廃棄物を保管する場所をいう。

第3 保管場所の設置基準

1 設置の基準

- (1) 他の用途と兼用でないこと。
- (2) 再利用対象物、廃棄物の種類、排出量及び保管日数に応じて、十分収納できること。
- (3) 建築物1棟につき、1箇所以上設置すること。ただし、同一敷地内の複数の建築物から排出される再利用対象物、廃棄物を取りまとめて保管する場合は、この限りではない。
- (4) 再利用対象物又は、廃棄物の搬入、保管設備への投入、運搬車への積込み及び保管場所の清掃又は、点検に必要な作業場所を確保すること。
- (5) 運搬車の通行に支障のない幅員及び高さを有する水平な通路に接続する場所に設置すること。
- (6) 同一敷地内で建築物外に複数設置し、当該敷地内の通路から再利用対象物、廃棄物を搬出する場合は、運搬車が安全に通り抜けできる通路に接続する場所に設置すること。

2 構造の基準

- (1) 汚水又は排水が地下に浸透することを防ぐため、必要に応じて、床をコンクリート張り等にするとともに、床に勾配をつける等により、排水口等の排水設備から下水道又は下水処理施設へ流入する構造とすること。
- (2) 換気及び採光ができる構造とすること。
- (3) 出入口の幅及び高さは、次のとおりとする。
 - ア 容器を保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を0.9メートル以上、高さを2.0メートル以上とすること。
 - イ 容器以外のものを保管設備とし、運搬車が横付けする場合は、幅を2.0メートル

以上、高さを2.0メートル以上とすること。

ウ 運搬車が内部に進入する場合は、幅を3.5メートル以上、高さを3.0メートル以上とすること。

- (4) 耐久性があり、周囲と調和する構造であること。
- (5) 通路と接続する床の部分は、水平で、通路と同一平面であること。

3 付帯設備の基準

- (1) 仕切りの配置、色彩、形状等で区別された保管設備の設置により、再利用対象物、廃棄物の種類に応じて適切な保管ができること。
- (2) 廃棄物の飛散及び臭気の流出を防ぐため、囲い及び扉を設けること。
- (3) 屋外に設置する場合は、雨水の流入を防ぐため、ひさし、屋根等を設けること。
- (4) 清潔を保持するため、水道栓等の洗浄設備及び排水口等の排水設備を設置すること。
- (5) 多量の厨芥を保管する場合は、プレハブ冷蔵庫を設置すること。
- (6) 必要に応じて、運搬車の誘導ラインを引き、タイヤストッパー等の車両停止設備を設置すること。
- (7) 廃棄物の棚を設置する場合は、2段とし、高さは0.8メートルから1.0メートルまでとすること。
- (8) 再利用対象物は、廃棄物の混合、廃棄物から生じる汚水等を防止するため、壁等により区分すること。

第4 廃棄物保管設備に関する基準

1 区の収集運搬業務の提供を受ける場合

- (1) 容器の場合
 - ア 東京都北区廃棄物の処理及び再利用に関する規則（平成12年3月東京都北区規則第4号）第21条第1項に規定する基準に適合すること。
 - イ 容量は、なるべく60リットル以下とすること。
- (2) 第4の1の(1)以外の設備を使用する場合は、事前に清掃事務所と協議をすること。

2 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

- (1) 容器の場合
 - 第4の1の(1)の規定を準用する。
- (2) その他の設備の場合
 - ア 容量は、廃棄物の排出量、保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。
 - イ 取り扱いが、安全かつ容易にできるものであること。

第5 廃棄物保管設備の選定基準

1 原則として、以下のとおりとすること。

- (1) 区の収集運搬業務の提供を受ける場合
 - ア 容器とすること

(2) 区の収集運搬業務の提供を受けない場合

ア 廃棄物の排出量、保管日数等に応じて、廃棄物が十分収納できるものであること。

第6 再利用対象物保管場所面積の基準

再利用対象物を十分に収納し、及びその種類に応じた適切な保管を確保するために、再利用保管場所の必要面積は、3平方メートル以上設置すること。

第7 廃棄物の排出量の算定基準

- 1 廃棄物の排出量は、原則として別表の基準を用いて算出するものとする。ただし、過去のデータがある場合は、清掃事務所の上乗せを得た上で、そのデータを用いて算定するものとする。
- 2 可燃ごみ及び不燃ごみの割合は、次のとおりとする。
事業系廃棄物の場合は、清掃事務所の上乗せを得た上で、過去のデータを用いて算出する。
ただし、過去のデータがない場合は、3対1とする。
- 3 廃棄物（粗大ごみを除く。）の体積を重量に換算する場合は、1立方メートルを250キログラムとする。

第8 維持管理

- 1 事業用建築物の所有者（以下「所有者」という。）は、常に、保管場所及びその周辺を清潔に保ち、適切な維持管理を行うこと。この場合において、所有者は、必要があるときは利用者に協力を求め、指導を行うこと。
- 2 所有者は、再利用対象物、廃棄物の選別及び運搬作業に従事する作業員等の安全衛生に十分配慮し、安全衛生上の支障が生じたときは、速やかに適切な措置を講ずること。
- 3 所有者は、事業用建築物の利用形態の変更等により、保管場所が第3に規定する基準に適合しないこととなったときは、速やかに当該基準に適合させるための措置を講ずること。
- 4 所有者は、出入口付近の歩行者等に対する危険防止のため、所要の設備が必要なときは、これを設置するとともに、適正に管理すること。

付 則

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

「設置届」と「完了届」

集合住宅等	ページ
「廃棄物保管場所等・資源保管場所設置届」	41
「廃棄物保管場所等・資源保管場所設置完了届」	42
事業用建築物	ページ
「再利用対象物・廃棄物保管場所設置届」	43
「再利用対象物・廃棄物保管場所設置完了届」	44

※「念書」は、清掃事務所と協議した内容及び、確認した内容を記載していただきます。協議の際に記入例をお渡しします。

年 月 日

東京都北区長 殿

(建築主)

住 所

氏 名(法人名・代表者名)

電話番号 ()

廃棄物保管場所等・資源保管場所設置届

東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱に基づき、設置届を提出します。

建築物名称(仮称)																
建設場所(旧住居表示)	北区															
用途地域																
主要用途																
竣工時期	年 月 日 (予定)															
面積	敷地面積: m ² 建築面積: m ² 延床面積: m ²															
住戸数等	住戸 戸 店舗等 戸 (用途:)															
保管場所の規模	<table border="0"> <tr> <td>廃棄物保管場所</td> <td>:</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>資源保管場所</td> <td>:</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>作業場所面積</td> <td>:</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>洗浄設備</td> <td>:</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>粗大ごみ集積所</td> <td>:</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>※図面に位置を示し、有効面積を求める計算式を記載してください。</p>	廃棄物保管場所	:	m ²	資源保管場所	:	m ²	作業場所面積	:	m ²	洗浄設備	:	m ²	粗大ごみ集積所	:	m ²
廃棄物保管場所	:	m ²														
資源保管場所	:	m ²														
作業場所面積	:	m ²														
洗浄設備	:	m ²														
粗大ごみ集積所	:	m ²														
保管設備	<table border="0"> <tr> <td>可燃ごみ容器</td> <td>ℓ・m² ・ 設置数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>不燃ごみ容器</td> <td>ℓ・m² ・ 設置数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>びん・缶コンテナ</td> <td>設置数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>ペットボトルコンテナ</td> <td>設置数</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>プラスチック使用製品専用ネット</td> <td>設置数</td> <td>個</td> </tr> </table>	可燃ごみ容器	ℓ・m ² ・ 設置数	個	不燃ごみ容器	ℓ・m ² ・ 設置数	個	びん・缶コンテナ	設置数	個	ペットボトルコンテナ	設置数	個	プラスチック使用製品専用ネット	設置数	個
可燃ごみ容器	ℓ・m ² ・ 設置数	個														
不燃ごみ容器	ℓ・m ² ・ 設置数	個														
びん・缶コンテナ	設置数	個														
ペットボトルコンテナ	設置数	個														
プラスチック使用製品専用ネット	設置数	個														
添付書類	共通図面・廃棄物及び資源保管場所面積算定表・念書等															
連絡先(工事管理者等) 所在地 名称 電話番号 担当者名																

《窓口》北区清掃事務所
提出は、2部(正・副)です。

年 月 日

東京都北区長 殿

建築主 住 所

氏 名(法人名・代表者名)

電 話 ()

廃棄物保管場所等・資源保管場所設置完了届

当該建築物の工事が完了したので、東京都北区集合住宅等の廃棄物保管場所等及び資源保管場所設置要綱第7に基づき、完了届を提出します。

建築物	名 称： 住居表示： 世帯数： 戸 受付番号 No. —
建築主	住 所： 氏 名： 電 話：
工事管理者	所 在 地： 名 称： 担当者 電 話：
管理会社	所 在 地： 名 称： 担当者 電 話：
保管場所等面積	廃棄物保管場所 : m ² 資源保管場所 : m ² 作業場所面積 : m ² 洗浄排水設備 : m ² 粗大ごみ集積所 : m ²
工事完了日	年 月 日
入居開始予定日	年 月 日

※この欄は清掃事務所で記載します。

完了検査予定日 年 月 日

《窓口》北区清掃事務所
(提出は1部です)

令和 年 月 日

東京都北区長 殿

(建築主)

住 所

氏 名(法人名・代表者名)

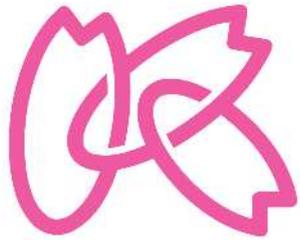
電話番号 ()

再利用対象物・廃棄物保管場所設置届

東京都北区事業用建築物の再利用対象物及び廃棄物の保管場所設置基準に基づき、設置届を提出します。

建築物名称(仮称)	
建設場所(旧住居表示)	北区
用途地域	
主要用途	
竣工時期	年 月 日 (予定)
面積	敷地面積: m ² 建築面積: m ² 延床面積: m ²
保管場所の規模	再利用対象物保管場所 : m ² 廃棄物保管場所 : m ² 作業場面積 : m ² 洗浄設備面積 : m ² ※図面に位置を示し、有効面積を求める計算式を記載してください。
保管設備	可燃ごみ容器 0・m ² ・ 設置数 個 不燃ごみ容器 0・m ² ・ 設置数 個 再利用対象物 0・m ² ・ 設置数 個
添付書類	共通図面・廃棄物保管場所面積算定表・念書等
連絡先(工事管理者等) 所在地 名称 電話番号 担当者名	

《窓口》北区清掃事務所
提出は、2部(正・副)です。



City of Kita